

ある。推古朝以降にはこうした出兵の動きはみられず、王権内における舒明系への皇統の移動をはじめ、むしろ国内の情勢が緊迫してくるのである。

斎明は宮殿・道観や「狂心の渠」などの土木工事を好んだと伝えられる一方、奥羽地方の蝦夷えひに対して軍事行動を起こしたが、西国との関係は窺えず、造営好みが高じて神籠石を築造したとも考えられない。七世紀に外敵に備える軍事施設として西国に神籠石が築造されたと想定するのは難しいのではなかろうか。出兵に伴う全国的な動員は人的・物的にも大きな負担であり、②は非常時の築城であって人的・物的の更なる徵發みやけを行わざるを得なかったとしても、6世紀以降のヤマト王権の全国支配の地方装置＝屯倉・總領・国造などの展開を考えれば、出兵と①の築造を同時的に行う必要性は実際的であったろうか。むしろ百濟出兵に際して、吉備と筑紫に軍政府的機能を有する大宰が設置されたことを重視すべきである。上述したことや①と②の築城場所が異なることなどからは、①②の山城は築造の時期・目的を異にするものと考えるべきではなかろうか。

(3)

古代の北部九州の歴史における大きな出来事は、筑紫君磐井の「反乱」と既述の齊明の百濟出兵である。ヤマト王権と地方の関係は、対等的関係（四世紀代まで頃）→支配的関係（五世紀代）→支配・服属関係（六世紀代以降の統一期）の展開が想定される。九州では五世紀後半には江田船山古墳出土鉄刀銘の典曹人（同様に関東の稻荷山古墳出土の鉄剣には杖刀人）にみられるような地方豪族が王権の許に上番するような支配的関係にあったが、冠をはじめレベルの高い豪華な副葬品は、その一方で王権の規制を受けない自立性をなお保持していたことを示している。こうした関係が崩れ変質する契機が磐井の「反乱」であって、これ以降にヤマト王権は沿海部から内陸部に、いわば面としての支配を及ぼすようになる。わが国最初の古代山城＝①の神籠石の発見は明治31（1898）年の高良山であったが、磐井の最後の決戦が御井郡、恐らくは高良山の山麓で戦われたであろうことは象徴的である。



日本書紀 繼体二十二年十一月条

日本書紀 安閏二年五月条

二十二年の冬十一月の甲寅の朝、甲子に、おほきくまきあらかひ、大將軍部多のぶよしはむかへて、火、親ら賊の帥、磐井と、筑紫の御井郡に交戦す。旗鼓相望み、埃塵相接げり、機を兩つの陣の間に決めて、萬死つる地を避らず。遂に磐井を斬りて、果して疆場を定む。

十二月に、筑紫君葛子、父のつみに坐りて誅せられむことを恐りて、糟屋屯倉を獻りて、死罪贖はむことを求す。

日本書紀抜粹

天皇	年月	地域名	官職	人名	記事	出典
1 孝德	常陸	高向臣・中臣幡織田連	坂より東の国を惣領する（總叙条）	常陸風土記		
	己酉年 常陸	惣領 高向大夫	神郡別置の申請を受ける（香島郡条）			
	癸丑年 常陸	總領 高向大夫	信太郡別置の申請を受ける（信太郡条）			
	癸丑年 常陸	惣領 高向臣・中臣幡織田連	郡家別置の申請を受ける（行方郡条）			
	癸丑年 常陸	惣領	多珂・石城二郡分置の申請を受ける（多珂郡条）			
2 天武	14・11	周芳	總令	周芳總令所に儲用鉄1万斤を送る	書紀	
3 持統	3・8	伊予	總領	田中朝臣法麻呂 講岐國御城郡の獲た白燕を放養させる	書紀	
4 文武	4・6	竺志	惣領	薩摩比売らを罪に準じて處罰させた	統紀	
5 文武	4・10	筑紫	惣領	石上朝臣毛呂 任官、直大壱	統紀	
		筑紫	大貳	小野朝臣毛野 任官、直広參		
		周防	惣領	波多朝臣卒後閑 任官、直広參		
		吉備	惣領	上毛野朝臣小足 任官、直広參		
		常陸	守	百濟王遠宝 任官、直広參		
6 不詳		不詳	總領	石川王 都可村を広山里と改める（掛保郡広山里条）	播磨風土記	

總領一覽

天皇	年月	地域名	官職	人名	記事	出典
1 孝徳	常陸	高向臣・中臣幡織田連	坂より東の国を警衛する（總叙条）			常陸風土記
	己酉年 常陸	惣領 高向大夫	神郡別置の申請を受ける（香島郡条）			
	癸丑年 常陸	惣領 高向大夫	信太郡別置の申請を受ける（信太郡条）			
	癸丑年 常陸	惣領 高向臣・中臣幡織田連	郡家別置の申請を受ける（行方郡条）			
	癸丑年 常陸	惣領	多珂・石城二郡分置の申請を受ける（多珂郡条）			
2 天武	14・11	周防	總令		周防總令所に儲用鉄1万斤を送る	書紀
3 持統	3・8	伊予	總領	田中朝臣法麻呂	讃岐國御城郡の獲た白燕を放養させる	書紀
4 文武	4・6	竺志	惣領		薩摩比売らを罪に準じて処罰させた	統紀
5 文武	4・10	筑紫	惣領	石上朝臣麻呂	任官、直大老	統紀
		筑紫	大貳	小野朝臣毛野	任官、直広參	
		周防	惣領	波多朝臣半後閑	任官、直広參	
		吉備	惣領	上毛野朝臣小足	任官、直広參	
		常陸	守	百濟遣宝	任官、直広參	
6 不詳		不詳	總領	石川王	都可村を広山里と改める（掛保郡広山里条）	播磨風土記

(4)

屯倉は政治的・軍事的な重要拠点の官道に沿った平地に置かれた、土地（農地を含む）と建物を基本要素とする「官衙」的なものであったのに対して、神籠石も多くはそうした官道に沿った山塊と平野部の接点、平野部・官道を見下ろすような場所に築かれた「城郭」的施設である。